社会福祉法人徳充会 情報セキュリティ基本方針

社会福祉法人徳充会（以下「当法人」という。）は、地域社会において安心・安全で質の高い福祉サービスを継続的に提供するため、利用者、家族、職員及び関係者からお預かりする情報を重要な資産として認識し、その適切な保護と管理に努めます。

また、当法人は「DX で、人にしかできない福祉をもっと豊かに」という考え方のもと、デジタル技術や AI を活用した業務改革を推進しています。情報セキュリティの確保を DX 推進の重要な基盤と位置付け、以下の基本方針を定め、法人全体で取り組みます。

1. 情報資産の適切な保護

当法人は、利用者の個人情報、医療・介護・障害福祉に関する情報、職員情報、経営情報その他の情報資産について、その重要性に応じた適切な管理を行い、情報の漏えい、紛失、改ざん、不正利用及び不正アクセス等の防止に努めます。

2. 法令及び関連規程の遵守

当法人は、個人情報保護法その他の関係法令、国が定める指針及び法人内の関連規程等を遵守し、情報資産を適正に取り扱います。

3. 情報セキュリティ管理体制の整備

当法人は、情報セキュリティに関する責任と役割を明確にし、法人全体で適切な管理を行う体制を整備します。

また、情報セキュリティ上のリスクを把握し、必要な対策を計画的に実施します。

4. 安全なデジタル技術及び生成 AI の活用

当法人は、業務の効率化と福祉サービスの質の向上を目的として、クラウドサービス、ICT システム及び生成 AI 等を適切に活用します。

これらの利用に当たっては、情報の機密性、完全性及び可用性の確保に配慮し、アクセス権限の管理、情報の適切な取り扱い及び安全な利用環境の整備に努めます。

特に生成 AI の利用については、当法人が定める「生成 AI 利用ガイドライン」に基づき、個人情報や機密情報の保護、生成内容の確認及び適切な利用を徹底します。

5. 役職員への教育・啓発

当法人は、すべての役職員が情報セキュリティの重要性を理解し、適切に行動できるよう、必要な教育、研修及び情報提供を継続的に実施します。

6. 情報セキュリティ事故への対応

当法人は、情報漏えい、不正アクセス、システム障害等の事故が発生した場合、又はそのおそれがある場合に備え、速やかな報告、被害拡大の防止、原因究明及び再発防止に取り組む体制を整備します。

7. 継続的な点検と改善

当法人は、情報セキュリティ対策の実施状況を定期的に確認・評価し、技術の進歩、社会環境の変化及び業務の実態に応じて、必要な見直しと改善を継続します。

制定日：令和 8 年 11 月 1 日

社会福祉法人徳充会

理事長　神野 正博